

(要約)

国際環境法の諸原則の一般的妥当をめぐる法理の展開

—人権条約上の義務への包摂を手がかりとしたグローバル法としての理論化—

阿部 紀恵

本稿は、国際社会において、国際環境法の諸原則が規範として広く受容される実行を法的現象として説明する理論、すなわち国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理を新たに構築することを目的としている。本論文の第1部（第1章から第3章）では、先行研究によって提示されてきた2つの法理の批判的検討を通じて、それらの理論的欠陥を明らかにする。第2部（第4章から第7章）では、第1部において示された欠陥を補う新しい法理を構想し、国際環境法の諸原則が人権条約上の義務に包摂される現象の分析を通じて、新しい法理が一定の実証的基盤を有することを示す。論文全体を通じて、国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理の段階的な展開を描き出し、本稿が打ち立てた新たな法理をその到達点に位置付けることで、今後の国際法学における国際環境法の諸原則研究にもたらされる示唆を引き出す。

序章

序章では、国際社会において国際環境法の諸原則が規範として広く受容される実行を説明する法理論、即ち国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理を新しく打ち立てるために、本稿のアプローチとして、先行研究を批判的に検討するための分析視角である「一般的妥当」を定義および導入し、現在に至るまでの国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理をめぐる議論の状況を整理する。また、本論文が打ち立てる新しい法理の実証的基盤として、人権条約をめぐる実行を分析の対象とすることを正当化する。

国際法学において、国際環境法の諸原則は、国際社会に広く受け入れられ、国際環境法規範の主たる法源である多数国間環境条約と並び、規範としての重要性を確立してきた（第1節）。

他方で、こうした国際環境法の諸原則の一般的受容という現象を法的に説明する理論、即ち国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理とはいかなるものであるかをめぐり、混乱が生じている。そこで、本稿は、先行研究によって提示されてきた国際環境法の諸原則の一般的妥当の諸法理を比較し、その説得性を評価するため、「一般的妥当」という独自の分析視角を導入する。ここでは、ある規範の「一般的妥当」とは、その規範が、何らかの「法」として広く認識され、その「法」として人々の行動を一般的に規律する状態と定義され、国際環

(要約)

境法の諸原則の一般的妥当とは、同一内容の実質的・具体的規範としての国際環境法の諸原則が、何らかの「法」として広く認識され、様々な場面で人々の行動を規律する法規範として機能していること、その場面が拡大と多様化を繰り返し、その「法」としての認識と規律から逃れることが困難になっている状況・現象を指す。このように国際環境法の諸原則の一般的妥当を定義し、分析視角として導入すると、国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理は、いずれも、①与えられる「法」の定義と、②妥当の一般性の基礎付けという2つによって特徴づけられる、と把握することができ、これらの違いに着目して、複数の法理を統一された基準に照らし、整理・比較することが可能となる。本稿は、先行研究が「国際環境法の諸原則が法として一般的に妥当しているか」を問うてきたのに対し、「国際環境法の諸原則が法として一般的に妥当しているとはどういうこと（であると考えられてきたのか）」を問うことで、先行研究の提示する法理の内在的限界を明確にし、これを踏まえて、新しい法理の確立を目指す（第2節）。

また、本稿は、国際環境法の諸原則と異なる内容を有する法規範の一部に国際環境法の諸原則が包摂される現象に着目し、これを新しい法理が有する実証的基盤として分析する。そこで、その実証的基盤として、人権条約をめぐる実行を分析の対象とすることの根拠を次のように示す。地球環境保全は、国際的な人権保障や経済活動の規制といった非国際環境法規範が実現しようとする価値と事実平面で交わるため、他分野の国際法規範によっても規律されるが、条約体制が個別の目的を追求する機能的組織である以上、非国際環境法規範による環境保全の規律はモザイク状で断片的な様相を呈する。国際環境法の諸原則は、非国際環境法規範に包摂されることで、この断片性を矯正する機能を果たしうる。また、非国際環境法規範の中でも、人権条約は、世界的な人権保障が地球環境保全よりも早く国際法の規律の対象となったため、立法手続ではなく条約機関による解釈を通じて、国際環境法の諸原則を包摂してきた。人権条約にとって本来外的な規範であるはずの国際環境法の諸原則が、人権条約に包摂されるメカニズムの解明は、本稿が構築する新しい法理の実証的基盤の一部を成し、今後、他の非国際環境法規範における諸原則の包摂現象の分析に取り組む際、有益なたたき台となる（第3節）。

第1部

国際環境法の諸原則の一般的妥当をめぐる既存の諸法理の理論的基礎と実証的基盤

第1章 国際環境法における一般国際法の2つの構想

第1章は、「法」の定義を慣習法とする国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理（慣習法の法理）を第2章で包括的に検討するための準備として、慣習法の法理の欠陥のひとつを明らかにするべく、国際環境法における、伝統的・現代的という2つの一般国際法の構想を、規範内容・法源・性質の3つの次元に着目して、対置しながら整理する。

(要約)

領域使用の管理責任原則は、伝統的な一般国際法の構想を実現する代表的な規範であり、伝統的な一般国際法の構想に影響を及ぼしてきた。領域使用の管理責任原則は、主権国家平等原則のコロラリーとして、越境環境損害を規律する規範である。伝統的な一般国際法の構想を実現する法規範の保護法益は他国の領域主権であり、その慣習法が当然に法源と推定され、国家間の水平的関係を規律するという構造は、国内私法類推的と形容されてきた（第1節）。

これに対し、現代的な一般国際法の構想を実現する法規範は、国際社会の共通利益としての環境保全を法益とし、条約・慣習法をはじめとする多様な法源を有し、その各国家の領域内部における活動を垂直的に規律するという構造は、国内公法類推の性質を持つと理解される（第2節）。

この2つの一般国際法の構想の区別は、実質的規範が保護する利益の性質、あるいはその規範が一般的に妥当する法規範であることが求められる道徳的・政策的根拠の違いに基づく。また、国際環境法の諸原則の中でも、その規範内容の特性から、予防原則、参加の原則、環境影響評価実施義務、持続可能な発展の原則が、非国際環境法規範による国際環境法の諸原則を通じた国家領域・管轄内の環境損害の原因活動を規律し、現代的な一般国際法の構想を実現する規範であると考えられるため、以下の国際環境法の諸原則の議論において念頭に置かれる。

第2章 慣習法としての国際環境法の諸原則の一般的妥当

第2章では、先行研究と実行の検証を通じて、慣習法の法理の説得性を検証する。慣習法の法理は、防止原則から他の国際環境法の諸原則の慣習法の法的地位を導出する演繹的な法理と、慣習法の成立要件を当てはめる帰納的な法理にさらに区分され、個別に検討される。

まず、演繹的な法理における、防止原則から他の国際環境法の諸原則の慣習法の地位を導出するという発想は、防止原則が、領域使用の管理責任原則から発展を遂げる過程で、第1章で峻別した伝統的な一般国際法の構想と現代的な一般国際法の構想の両方を備えるに至ったことを背景としている。しかし、防止原則の規範的性格の理解をめぐり、2つの一般国際法の構想が混同されることにより、防止原則から他の国際環境法の諸原則の慣習法の地位を引き出す試みは、環境影響評価実施義務の適用場面の多元性や、防止原則と予防原則との理論的關係をめぐって、実行と学説の両方において混乱を招いている。このように、演繹的な法理の欠陥は、2つの一般国際法の構想の峻別を怠ることによる論理的不整合にある（第1節）。

他方、帰納的な法理については、諸原則の慣習法としての地位を肯定する学説と否定する学説の対立状況を分析して、この論争の構造を把握することで、法理の欠陥を明らかにする。その結果、慣習法の成立要件をめぐる解釈が、国際環境法の諸原則が慣習法として成立しているという論証が可能であるように恣意的に操作されており（法認定基準の操作）、また、

(要約)

原則の規範内容の抽象性が法的安定性を損ねる（法的安定性の欠如）、という2つの欠陥が突き止められる（第2節）。

第3章 ソフトローとしての国際環境法の諸原則の一般的妥当

第3章では、「法」の定義をソフトローとする国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理（ソフトローの法理）を検討する。

ソフトローの法理は、国際環境法の諸原則と実質的法源としてのソフトローとの間に親和性があることが広く認識されてきたこと、また、国際司法的機関による慣習法認定基準が二重である事実を背景として提唱された。ソフトローの法理は、他の国際法規範の解釈の際に、ソフトローである国際環境法の諸原則が、解釈者により、自発的あるいは義務的に、広く参照されることにより、法主体を間接的に拘束する、と説明し、妥当の一般性を基礎づけることで、国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理として成立している（第1節）。

このようなソフトローの法理は、国際環境法の諸原則を、形式的法源ではなく実質的法源と位置付けることにより、慣習法の法理の欠陥であった法的安定性の問題を解消した。しかし、ソフトローの法理は、実質的法源であるソフトローの正統性を論証していない点で、やはり法認定基準の操作を行っており、慣習法の法理と同様の欠陥を抱える（第2節）。

さらに、国際環境法の諸原則が人権条約上の義務の一部として国家の行動を規律する実行と照合すると、ソフトローの法理が構想したような形では、国際環境法の諸原則は機能していないことも確認され、ソフトローの法理が十分な実証的基盤を持たないことがわかる（第3節）。

第2部

グローバル法としての国際環境法の諸原則の一般的妥当の理論的基礎と実証的基盤

第4章 グローバル法としての国際環境法の諸原則の一般的妥当の理論的基礎

第4章では、本稿が打ち立てる新しい法理が、既存の2つの法理が内包する欠陥を補い、国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理として成立するための理論的基礎を整える。

慣習法の法理とソフトローの法理が、共通して法認定基準の操作という欠陥を抱えてきたことに着目すると、その原因が、国際環境法の諸原則を、それだけを規範内容とし、他の規範内容からは完全に独立した法規範として一般的に妥当している、と捉える前提にあることがわかる。したがって、新しい法理は、この前提を放棄することで、法認定基準の操作から解放される必要がある。そこで、第3章第3節において参照した人権条約機関の実行から着想を得て、多元的な法規範・法体系の併存状態において、国際環境法の諸原則が、これらの多元的法法規範に包摂され、遍在することで、一般的に妥当する規範として形

(要約)

成され、存在を維持している、と想定する（第1節）。

以上を踏まえて新しい法理を構築する際、国内法体系の併存を前提として一般法の形成が議論される比較法学において用いられてきた現象分析の手法や理論が有用となる。新しい法理のもとでは、国際環境法の諸原則を「法」たらしめるのは複数の法規範の多元的集合体であり、これらの法規範に国際環境法の諸原則が包摂され、伝播していく過程が集積され、国際環境法の諸原則は一般的に妥当する規範として成立する。この規範の伝播による成立過程を理論化する手法として、比較法学における外国法参照の実行を、普遍的な問題とその解決方法の機能的等価性に着目して説明する方法論として編み出された機能主義に、有用性が見いだされる（第2節）。

また、Niel Walkerのグローバル法理論と、それに対する批判を手がかりとして、国際環境法の諸原則を、複数の法体系・法規範に遍在する同一規範というグローバル法として説明し、一般的に妥当している法規範として認識するためには、規範の同一性の認識の根拠を論証する必要があることを確認する。この論証は、グローバル法の法理の妥当の一般性を基礎付ける作業である（第3節）。

以下では、この新しい法理をグローバル法の法理とし、グローバル法としての国際環境法の諸原則の形成過程を第5・6章で扱い、規範の同一性の認識の根拠を第7章で論証する。

第5章 人権条約における国際環境法の諸原則の包摂の理論

第5章では、グローバル法としての国際環境法の諸原則の形成プロセスである、諸原則が人権条約に包摂される現象を、機能主義に基づいて分析するため、国際法における人権保障と環境保全との理論的関係をめぐる議論の展開を追い、第6章での包摂の現象の記述を有意義にするための布石を打つ。

まず、国際法学において、人権保障の環境保全への貢献はいかにして実現されると考えられてきたのか、という点をめぐって、国際環境法分野における参加の原則の理念の発展により、環境保全と人権保障を架橋する存在として、手続的環境権保障が着目されてきたこと、また、主観的権利救済とは区別される手続的環境権保障に与えられた公益としての環境保全の役割について、考察を加える（第1節）。

次に、視点を変え、国際人権法における環境権概念をめぐる議論の発展を追うことにより、手続的環境権保障が、環境保全という公益のみならず、実体的環境権をも保障する機能を果たすことを確認する。これにより、実体的環境権の実効的な保障を推進する人権条約による手続的環境権保障、ひいては、人権条約による参加の原則と環境影響評価実施義務の包摂を可能にする土壌が、人権条約に内在していることを明らかにする（第2節）。

最後に、参加の原則と環境影響評価実施義務の2つの原則が、環境保全という公益を保全するために、いかなる機能を果たすと考えられているのか、という観点から、それぞれ

(要約)

の原則の規範内容を整理する。この2つの原則が有する環境保全の具体的機能と、その機能が働くための条件を明らかにすることにより、第6章以降で、人権条約に包摂・内在化された後、手続的環境権保障を通じてなおその環境保全機能が維持されているのか、また、機能の維持を促進あるいは阻害する要因は何か、を洗い出すための手がかりとする(第3節)。

第6章 人権条約における国際環境法の諸原則の包摂の実際

第6章では、第4章で示した新しい法理の構想としてのグローバル法の法理が、実証的基盤を有することを示すために、第5章で考察した、人権条約による国際環境法の諸原則の包摂現象を記述する理論的枠組みに沿って、欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章の解釈適用をめぐる実行を分析し、実際の包摂現象を包括的に記述する。この記述は参加の原則と環境影響評価実施義務の包摂の程度に準じて3つのフェーズに分割され、人権条約が加盟国に課す義務内容の変化が、人権条約による環境保全の機能を段階的に強化していく過程を描きだす。また、これらのフェーズにおける記述を踏まえ、参加の原則と環境影響評価実施義務の包摂の促進要因と阻害要因が分析される。

第1フェーズでは、人権条約における実体的環境権保障義務が確立され、また部分的に手続的環境権保障の萌芽が見られる一方、手続的環境権保障により実体的環境権保障の実効性を高める、という2つの権利保障の関係が人権条約の解釈に反映されず、参加の原則の包摂が抑制されていた状況が確認される。参加の原則のうち、情報アクセス権保障義務のひとつである能動的情報開示義務が、実体的環境権保障義務に含まれる一方、受動的情報開示義務が争われた事例はない。また、参加の原則の司法アクセス権保障が有する違法性の矯正機能は、受理可能性と裁判を受ける権利の適用可能性という人権条約に固有の事情により、その機能を発揮することを妨げられていた(第1節)。

第2フェーズでは、実体的環境権保障と手続的環境権保障との関係が人権条約の解釈に反映され、参加の原則とその前提としての環境影響評価実施義務の包摂が飛躍的に進む過程を追う。人権条約の発展的解釈により、私生活の権利や先住民族の権利といった実体的環境権保障を実効的かつ正統なものとするために手続的環境権保障が必要である、という理解が確立し、2つの環境権保障の因果関係が人権条約機関によって認識されると、実体的権利保障義務の一側面として手続的環境権保障義務が位置付けられ、人権条約上の義務として加盟国に課されるようになる。また、これに伴い、参加の原則の前提となる環境影響評価実施義務も包摂され、人権条約上の義務として確立される(第2節)。

第3フェーズでは、人権条約機関の解釈のさらなる発展を通じて、人権条約による参加の原則の包摂がさらに進行し、人権保障を本来の目的とする人権条約は、手続的環境権保障義務を実体的環境権保障義務から切り離して加盟国に課すことで、公益としての環境保全を部分的に実現するに至っていることが明らかにされる。ここでは、第2フェーズにおい

(要約)

て実体的環境権保障義務の一部という位置付けであった手続的環境権保障義務が、人権条約において、私生活の権利や先住民族の権利といった実体的環境権を規定する権利とは別の権利、即ち表現の自由、裁判を受ける権利、参政権の保障義務として、実体的環境権保障義務から独立した人権条約上の義務として発展する現象を追う。このフェーズでの手続的環境権は、実体的環境権からは独立した権利として保障されることにより、環境損害を予防する機能を備えるに至っており、その結果、効果的な環境保全が行われる素地が生成される。第 3 フェーズは、国際環境法の諸原則の包摂・内在化が最も進んだ段階として評価することができる (第 3 節)。

最後に、以上の包括的記述をもとに、第 5 章第 3 節で検討を加えた参加の原則と環境影響評価実施義務の内容に照らして、人権条約による包摂を促進する要因と阻害する要因について、分析を加える。その結果、環境損害の予防、法の支配と民主的社会の実現、対立する利益のバランスによる効率的な紛争解決の 3 つが、人権保障と環境保全のいずれにも貢献するがゆえに、国際環境法の諸原則の包摂の促進要因となってきたのに対し、人権条約における伝統的法解釈と、公益保全ではなく主観的権利救済を基礎とするその法構造が、阻害要因となってきたことを明らかにする。特に、予防原則が、参加の原則と環境影響評価実施義務とは対照的に、人権条約への包摂を原則として妨げられてきたのは、人権条約の主観的権利救済の法構造に原因がある、と考察される (第 4 節)。

第 7 章 グローバル法としての国際環境法の諸原則の一般的妥当の示唆

第 7 章では、第 6 章で取り上げた実行の別側面を照射することで、グローバル法としての国際環境法の諸原則の実証的基盤を補強するとともに、第 4 章で示したように、グローバル法の法理における、国際環境法の諸原則の妥当の一般性の基礎付けを行うことにより、グローバル法の法理を完成させ、グローバル法として国際環境法の諸原則を把握することの示唆を検討する。

まず、第 6 章で分析の対象とした実行が、人権条約のみならず、加盟国国内法への国際環境法の諸原則の包摂をも示すものである点を確認し、国際環境法の諸原則が、第 4 章で確認したグローバル法の定義に合致するものであることを再確認して、その実証的基盤を強化する (第 1 節)。

続いて、国際環境法の諸原則が、複数の法体系・法規範に遍在するにもかかわらず、同一の規範であることがなぜ必要とされるか、という国際環境法の諸原則の規範の同一性の認識根拠を明らかにすることで、グローバル法の法理の妥当の一般性の基礎付けの認識根拠を論証する。国際環境法の諸原則の規範の同一性の認識根拠は、グローバル法としての国際環境法の諸原則の成立プロセスから実証的に導くことができないため、国際環境法の諸原則が、国際環境法規範の断片化を解消し、欠缺を補填する役割を期待されていることを示す別の実行を分析することで導出する。この分析を通じて、国際環境法の諸原則が、複数の異

(要約)

なる法体系・法規範に包摂されることにより、必然的に規範としての多様性を伴うにもかかわらず、その多様性の中に共通分母が見いだされ、同一の規範であると考えられる規範的な根拠は、諸原則の究極的な目的としての地球環境保全から導出される、と結論付ける。これは、国際環境法の諸原則が現代的な一般国際法の構想を実現する規範であることと整合的である（第2節）。

最後に、グローバル法としての国際環境法の諸原則の成立プロセスと、規範の同一性の認識根拠との関係を考察することで、グローバル法としての国際環境法の諸原則の把握が国際法学における今後の国際環境法の諸原則研究にもたらす示唆を整理する。グローバル法としての国際環境法の諸原則は、複数の法体系・法規範に包摂されることにより、それぞれの規範や法体系の目的や特質といった文脈に即して固有の位置付けや機能を与えられることから、その規範としての本質的な多様性を考察することが重要である。他方で、その多様性の認識を支える共通分母の存在と、その共通分母の存在を意味あるものにしていく国際環境法の諸原則の地球環境の効果的な保全という目的に照らし、国際環境法の諸原則の多様性を規範的に評価し、あるべき発展の方向性を模索し続けることが必要とされる。これは、特に国際法体系内部でのグローバル法としての国際環境法の諸原則の形成の現象を分析する際、国際法における条約体制が特定の価値を追求する機能的な組織であるという構造的限界に鑑み、多元的価値の調整の必要性から求められるものである（第3節）。

終章

終章では、検討結果をまとめるとともに、以上で検討してきた3つの法理の展開を、国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理の段階的発展として捉え、本稿が構築を試みたグローバル法の法理が、現時点で国際環境法の諸原則を取り巻く現状を最も説得的に説明する法理であると結論づける。

慣習法の法理からソフトローの法理への展開は、法源の次元における慣習法と性質の次元における一般的妥当との間に当然視されていた繋がりが消滅したことを意味する。ソフトローの法理の特徴は、「法」の定義、即ち法源と妥当の一般性の基礎付けとを切り離して考える点にあり、慣習法以外の法源を有する規範として国際環境法の諸原則の一般的妥当を論じる可能性を開いた。また、ソフトローの法理からグローバル法の法理への展開は、国際環境法の諸原則を、それだけを規範内容とし、他の規範内容からは完全に独立した法規範として一般的に妥当している規範と捉える前提が放棄され、国際環境法の諸原則の一般的妥当が、およそあらゆる法規範を法源として論じられることが可能であり、諸原則の内容の同一性は、独立した法源によってのみ実現されるものではないことを示している。

国際環境法の諸原則の一般的受容という社会的現象を法的に説明する際、それを慣習法の法理のように、慣習法の成立要件としての国家の一般的慣行を示すものとして位置づける、あるいは、ソフトローの法理のように、他の国際法規範の解釈・適用における重要な考

(要約)

慮要素とみなすことは、国際環境法の諸原則が、複数の法規範・法体系に包摂・内在化されることにより、多様性をまといながら、環境保全のモザイク状の規律の一端を担っているという事実を、我々の視界の外に追いやる危険性を孕む。こうした欠点を内包する既存の2つの法理は、国際環境法の諸原則の規範内容が志向する、地球環境の一体性と効果的な保全の実現という目的に照らすと、現時点では、現実を把握するための十分に適切な理論的枠組みとは評価しがたい。反対に、グローバル法の法理は、国際環境法の諸原則の規範内容の多様性を可視化し、諸原則が複数の法規範・法体系に包摂・内在化されることによる複雑な環境保全の規律を洗い出し、その個別の規律が地球環境保全にいかんして影響をもたらすのか、についての考察を可能にする。その意味で、現時点で、国際環境法の諸原則を取り巻く現状を最も説得的に説明する法理とは、グローバル法の法理であると結論づける。